

昭和五十一年法律第七十二号

国際連合大学本部に関する国際連合と日本
国との間の協定の実施に伴う特別措置法

(定義)

第一条 この法律において「協定」とは、国際連
合大学本部に関する国際連合と日本国との間の
協定をいう。

2 この法律において「大学」とは、千九百七十
二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき
設立された国際連合大学をいう。

(国有の財産の無償使用)

第二条 国は、協定を実施するため、国有の財産
(国_有財産法(昭和二十三年法律第七十三号))

第二条第一項に規定する国_有財産、物品管理法
(昭和三十一年法律第百十三号)第二条第一項
に規定する物品及び国_有財産法の適用を受けな
い国_有の権利をいう。)を大学の用に供する必
要があるときは、無償で、大学に対して当該財
産を使用させることができる。

(名称の使用制限)

第三条 大学でない者は、国際連合大学という名
称又はこれに類似する名称を用いてはならな
い。

2 前項の規定に違反して、国際連合大学という
名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一
万円以下の過料に処する。

3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)
第百三十五条第一項の規定は、大学には適用し
ない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行す
る。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に国際連合大学という
名称又はこれに類似する名称を用いている者
については、第三条第一項の規定は、この法律の
施行後六月間は、適用しない。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九

六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。